

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第18号

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
例

鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第11  
3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市福部町南田集会所の項及び鳥取市鹿野町河内生活改善センターの  
項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。